

国際水準GAP認証取得緊急応援事業の実施に係る運用Q & A

No	項目	質問	回答
1	事業主体	農業者等の定義いかん。	農業者や農業法人（1戸1法人を含む）を想定している。
2	補助対象期間	交付決定前までに行った取組みは、交付対象となるのか。	交付対象とならないが、内示後に交付決定前着手申請を提出することで取組み時期を早めることは可能。
3	補助対象経費	研修指導受講支援費用だけを申請することができるか。	認証審査の取組を必須としており、申請できない。
4	審査費用	審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができるか。	含むことができる。
5	旅費	審査費用や研修受講に旅費を含むことができるか。	含むことができない。旅費の支援を受ける場合は、項目を別にして、旅費の額を明記すること。
6	旅費	審査受審時の審査員や研修受講時の講師の旅費は、何日分まで計上してよいか。	日数の制限は設けないが、交付額は上限の範囲内とする。
7	研修受講費	事業主体自らが視察研修に出向いたり、JGAP指導員等資格取得のための研修受講は、補助対象となるか。	補助対象とならない。
8	見積書	計画書に添付する見積書には何が記載されていればよいか。	認証審査の見積書には、現地審査に要する見込日数及び審査員の現地審査に要する旅費（概算）を記載する。 研修指導の見積書には、研修に要する見込日数及び研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費（概算）を記載する。
9	支払い	補助金の支払いの流れいかん。	原則、県から農業者等へ直接支払う。